

日本遺伝子治療学会会則

(平成7年5月21日施行)
(平成14年7月18日改訂)
(平成16年1月28日改訂)
(平成18年8月24日大改訂)
(平成21年7月9日改訂)

第1章 総則

- 第1条 本会は日本遺伝子治療学会と称する。英語表記は Japan Society of Gene Therapy (JSGT) とする。
- 第2条 本会は基礎と臨床の連携により遺伝子治療に関する学際的研究を推進し、研究者の育成と真に有効な遺伝子治療の発展を図ると共に、人類の健康増進・福祉向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 毎年1回、年次学術集会を開催する。
 - (2) 各種シンポジウム（国際シンポジウムを含む）を適宜開催する。
 - (3) Journal of Gene Medicine を機関誌とする。
 - (4) 遺伝子治療ニュースを適宜刊行し、会員相互の学術情報交換を行う。
 - (5) 学会ホームページを通じて会員相互の学術情報交換ならびに一般社会に向けた啓発活動を行う。
 - (6) 内外の関連学会との連携を図る。
 - (7) その他、遺伝子治療技術の普及、遺伝子治療臨床応用に向けた活動、各種遺伝子治療関連事業の共催・支援などを行う。
- 第4条 本会の事務局の運営については別に定める。

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は次の正会員、名誉会員、特別会員、賛助会員とする。各会員は、学術集会に参加し、演題を応募することができる。
- (1) 正会員 評議員あるいは名誉会員の1名の推薦を得て、所定の書類を揃え、当該年度の会費を添えて事務局に申請手続きをする但し、会費滞納（2年以上）、所定の退会届の提出、除名（評議員会での議決による）、死亡の場合は会員資格を失うものとする。
 - (2) 名誉会員 65歳以上で、理事あるいは顧問（旧会則による）として、本会の発展に多大な貢献をなしたもの。理事会で推薦され、評議員会で承認される。評議員会へ出席し、本会の運営に関して助言できる。年会費を免除する。
 - (3) 特別会員 我が国の遺伝子治療の発展に多大な貢献をなしたもので、本会会員としての活動実績や、年齢・国籍は問わない。理事会で推薦され、評議員会で承認される。年会費を免除する。
 - (4) 賛助会員 本会の目的および趣旨に賛同し、一定の賛助会費を寄付する個人または団体あるいはこれに準ずるもの。賛助会員名は、年次学術集会プログラムに掲載される。

第3章 役員

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名。本会を代表し、総務を統括し、理事会を主宰する。理事会において理事の中から投票により選出され、評議員会で承認される。任期は2年で、2期4年までの重任は可とする。65歳で定年とするが、任期中に65歳を迎えた場合でも、2年の任期はつとめることができる。また、副理事長をおくことができる。
- (2) 理事 15名程度（理事長を除く）。評議員の中から選出される。10名は評議員による投票で選出され、毎年1/2にあたる5名が改選される（選挙理事）。更に若干名が領域を考慮した上で新理事会において推薦される（推薦理事）。選挙理事、推薦理事共に任期は2年で、再任は可とするが、重任は2期までとする。新理事は評議員会で承認される。65歳で定年とするが、任期中に65歳を迎えた場合でも、2年の任期はつとめることができる。尚、領域としては、基礎系と臨床系をカバーする構成とする。また、理事の中から、総務担当1名、学術担当2名（基礎系・臨床系各1名）、財務担当1名、教育・広報担当1名、倫理・安全担当1名、渉外担当1名を理事会で選考する。それぞれの任期を2年、再任・重任を可とする。
- (3) 学会長 1名。年次学術集会を主宰する。前年度の年次学術集会時の理事会で評議員（理事を含む）の中から選出され、評議員会で承認される。任期は、当年度の年次学術集会終了時から次年度の担当年次学術集会終了時までの1年とする。
- (4) 次期学会長 1名。当年度の年次学術集会時の理事会で評議員（理事を含む）の中から選出され、評議員会で承認される。任期は、当年度の年次学術集会終了時から次年度の年次学術集会終了時までの1年とする。その後、学会長に就任する。
- (5) 監事 2名。理事会で評議員（理事を除く）の中から選考され、評議員会で承認される。任期は1年とする。再任・重任は可とする。事務局の報告を受けて業務並びに財務の執行を監査し、その結果を理事会に報告する。収支決算は評議員会の承認を得た上で、総会にて報告する。
- (6) 評議員 3年以上にわたり学会活動を行ってきた正会員の中から選考される。申請には評議員2名の推薦を必要とし、理事会で審査が行われ、評議員会で承認される。任期は3年、65歳で定年とする。再任・重任は可とする。3年連続して評議員会を欠席（委任状提出を出席扱いとしない）した場合や会員資格を失った場合は、自動的に評議員資格を失う。
- (7) 補則 理事長を除く役員が1年以上の任期を残して定年あるいは退会となった場合、後任役員を新たに選考する。後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 事務会議

第7条 本会には以下の会議を設定する。

- (1) 総会 学会長を議長として、年次学術集会時に開催される。事業、人事、会則、収支予算・収支決算などに関する報告を行う。

- (2) 評議員会 理事長を議長として、総会の前、並びに理事長が必要と認めた場合に適宜、開催される。理事会報告、監査報告、必要事項に関する審議・承認を行う。
- (3) 理事会 理事長を議長として、評議員会の前、並びに理事長が必要と認めた場合に適宜、開催される。
- (4) 年次学術集会組織委員会 学会長（委員長）、理事長、学術担当理事2名、プログラム委員、次期学会長（オブザーバー）で構成される。担当年次学術集会の企画と発表演題の選定を行うため、適宜開催される。担当年次学術集会事務局、プログラム委員会を設置することが出来る。年次学術集会事務局は、学会事務局と協力して、学術集会の企画運営にあたる。プログラム委員会は、学会長を委員長とし、具体的なプログラム編成のための応募演題評価（査読）を担当する。プログラム委員は、学術集会のテーマや研究領域に配慮し、10名以内を目処に、学会長により正会員の中から指名される。任期は前年度の年次学術集会終了時から担当年次学術集会終了時までの1年とする。
- (5) 各種委員会 各委員会の設置並びに廃止は、理事会での議決を経て、理事長が決定する。理事長は、各委員会に対して指示を与えることができる。また、各委員会は活動状況を理事長に適宜報告する。各委員長は、下記の基準に基づいて理事会で決定される。各委員会の委員は、理事会で評議員（理事長・理事を含む；監事を除く）の中から選考される。但し、当該委員長は若干名の委員を正会員（評議員を含む；監事を除く）の中から追加することができる。また必要に応じて正会員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。各委員の任期は2年とし、再任、重任は可とする。
 - i) 将来計画委員会：理事長が委員長を務める。
 - ii) 教育・広報委員会：教育・広報担当理事が委員長を務める。
 - iii) 倫理・安全委員会：倫理・安全担当理事が委員長を務める。
 - iv) 国際交流委員会：渉外担当理事が委員長を務める。
 - v) 財務委員会：財務担当理事が委員長を務める。
- (6) アドバイザリー委員会 理事長の諮問する事項について、幅広い観点から審議し、理事会に助言を与える。委員は名誉会員、或いは正会員以外の学識経験者から理事会により選考される。委員長は互選により選出し、委員の任期は審議が終了するまでとする。
- (7) 補則 各会議は、各委員総数の半数以上の出席をもって成立する（但し、委任状を有効とする）。議決は出席委員（オブザーバーを除く）の過半数を必要とする。議長或いは委員長、及び出席者1名が署名した議事録を保存する。

第5章 学術集会

第8条 本会主催の学術集会は公開とし、参加者からは参加費を徴収する。

第9条 演題を応募するには、演者に会員が含まれていることを必要条件とする。

第10条 演題は英文で作成されたものだけが受理され、審査の対象となる。

第11条 年次学術集会での公募発表演題を理事・年次学術集会組織委員が審査し、最優秀演題（2題以下）を学会長が決定する。その筆頭演者に学術奨励賞楯と副賞を年次学術集会の総会場で授与する。

第6章 会則の改訂、その他

第12条 本会則の改定は理事会の議を経て、評議員会で議決、総会で承認される。

細則 本会の会計年度を各年4月1日から翌年3月31日までと規定する。

また、入会手続きや評議員申請に必要な書類、会計、年会費徴収方法については、事務局に一任する。

年会費を改訂する場合は、理事会での審議を経て、評議員会で承認、総会で承認される。

付則

1. 本会則は平成18年8月24日よりこれを施行する。
2. 選挙制度は別に定める。
3. 旧会則からの移行処置は別に定める。
4. 本会則は一部改訂し、平成21年7月9日よりこれを実施する。

付記

1. 会費年額は、正会員10,000円（学生5,000円）、評議員12,000円、理事15,000円、賛助会員一口100,000円とする（平成18年第12回総会で承認）。
2. 本会の事務局は理事長の下に置く。
3. 事務局には事務局長をおくことができる。
4. 評議員の総数は、会員総数の10%以内を目処とするが、会員数の動向も考慮して柔軟に考える。
5. 選挙制度導入にともなう過渡期の処置として、第6条の規則にかかわらず、以下の様な変則選挙を実施する。平成19年度の最初の理事選挙においては、10名の選挙理事を選出するが、上位5名の任期は3年とし、2期5年までの継続を可とする。平成20年度は選挙を行わず、平成21年度から新会則に則り5名ずつの選挙を毎年行う。